

子ども・子育て支援事業計画の必須・任意記載事項について

本日の議事：「基本理念・基本的視点（案）」について（任意記載事項）

必須記載事項

- 区域の設定
→第2回会議（H26.1.28）で協議済み
- 各年度における教育・保育の量の見込み、提供体制の確保内容及び実施時期
- 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保内容及び実施時期
- 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

任意記載事項

- 市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等
→本資料での協議事項
- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう必要な雇用環境整備に関する施策との連携
- 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

基本理念（案）

※_____は、変更か所

第二期かごしま市すこやか子ども元気プラン	子ども・子育て支援事業計画
<p data-bbox="152 443 1099 523">父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、次の3項目を基本理念として策定します。</p> <p data-bbox="165 635 1099 667">(1) 未来を担う子どもたちが明るく健やかに成長できるような環境づくり</p> <p data-bbox="165 874 1099 959">(2) 子どもを持ちたいと希望する人が安心して子どもを産み育てることができる社会づくり</p> <p data-bbox="165 1118 1099 1198">(3) 子どもを育てている人が子育てに伴う喜びを実感できるような環境づくり</p>	<p data-bbox="1131 443 2078 523">父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、次の3項目を基本理念として策定します。</p> <p data-bbox="1144 635 2078 762">(1) <u>社会の希望であり、未来をつくる存在である子どもたちが、明るく健やかに成長できるような環境づくり</u> 〔参照：参考 P1〕</p> <p data-bbox="1144 874 2078 959">(2) 子どもを持ちたいと希望する人が安心して子どもを産み育てることができる社会づくり</p> <p data-bbox="1144 1118 2078 1246">(3) 子どもを育てている人が、<u>子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じる</u>ことができるような環境づくり 〔参照：参考 P5〕</p>

基本的視点(案)

※ _____ は、変更か所

第二期かごしま市すこやか子ども元気プラン	子ども・子育て支援事業計画
<p>(1) 子どもの利益を尊重する</p> <p>子育ては男女が協力して行うべきとの視点に立ち、「児童憲章」の理念のもとに、輝く未来と無限の可能性を持つすべての子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重した、子どものための計画とします。</p> <p>(2) 次世代の親づくりを図る。</p> <p>子どもは次世代の親になるものとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための施策を推進します。</p> <p>(3) 利用者の立場に立つ。</p> <p>子育てには、物的支援及び精神的支援を必要としますが、その支援策を策定するに当たっては、常に、多様な個別のニーズに柔軟に対応できる利用者が利用しやすい子育て支援策とします。</p>	<p>(1) 子どもの利益を尊重する</p> <p>子育ては男女が協力して行うべきとの視点に立ち、「児童憲章」の理念のもとに、輝く未来と無限の可能性を持つすべての子どもの幸せを第一に考え、<u>子どもの最善の利益が実現される社会を目指す</u>、子どものための計画とします。</p> <p>【参照：参考 P1】</p> <p>(2) 子どもの育ちを支援する</p> <p><u>一人一人の子どもが、かけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境づくりに向けた取組を進めます。</u></p> <p>【参照：参考 P4】</p> <p>(3) 利用者の立場に立つ</p> <p><u>妊娠・出産期から切れ目のない支援を行っていくこと、利用者に寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うことなど、常に、多様な個別のニーズに柔軟に対応できる利用者が利用しやすい子育て支援策とします。</u></p> <p>【参照：参考 P6】</p>

(4) 社会全体で子育て支援を行う。

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、行政や企業、施設や学校、町内会などの地域社会が相互に協力しあって、社会全体で子育て支援ができるような施策を推進します。

(5) 仕事と生活の調和の実現を目指す。

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するために、また少子化対策の観点からも重要であり、地域の実情に応じた取組を推進します。

(6) すべての子どもと家庭への支援を行う。

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育て家庭の孤立や負担感の増大などの問題を踏まえ、広くすべての子どもと子育て家庭への支援を推進します。

(4) 社会全体で子育て支援を行う

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提のもと、保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることができるよう、行政や企業、施設や学校、町内会などの地域社会が相互に協力しあって、「親育ち」の過程を支援していくことを含め、社会全体で子育てを支援していく施策を推進します。

【参照：参考 P1、5】

(5) 仕事と生活の調和の実現を目指す

男女が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会をつくるため、地域の実情に応じた取組を推進します。

【参照：参考 P8】

→ (4)、(5) に統合

(7) 地域における社会資源を効果的に活用する。

地域で子育てに関する活動を行うNPOや育児サークル、母親クラブ、あいご会、町内会をはじめとする様々な地域活動団体、事業者、民生委員・児童委員及び高齢者などと協力して、地域での子育て支援を推進します。

また、児童養護施設、保育所、幼稚園、児童センター、地域福祉館及び学校施設等をはじめとする公共施設の活用を推進します。

(8) サービスの質を向上させる。

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するために、人材の資質の向上を図るなどサービスの質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めます。

(6) 地域における社会資源を効果的に活用する。

地域で子育てに関する活動を行うNPOや育児サークル、母親クラブ、あいご会、町内会をはじめとする様々な地域活動団体、事業者、民生委員・児童委員及び高齢者などと協力して、地域での子育て支援を推進します。

また、保育所、幼稚園、認定こども園、児童センター、地域福祉館及び学校施設等をはじめとする公共施設の活用を推進します。

(7) サービスの質を向上させる。

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するために、人材の資質の向上を図るなどサービスの質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めます。